

## お 知 ら せ

光菅和希君に対する就学通知処分の取消等請求事件における横浜地裁判決について、本日3月23日、原告ら代理人弁護士は、満腔の怒りをもって、控訴したことをお知らせします。

判決は、和希君を地域の学校から強制的に排除し、今しか得られない同世代の子どもと共に学び育つ利益を奪う、著しく不当な差別的判決です。

日本が批准した障害者権利条約は、障害のない子もある子と共に学ぶインクルーシブ教育を基本的人権として保障しています。障害者差別解消法は、障害に基づく差別を禁止し、合理的配慮の不提供は差別であると規定しています。さらに、障害児の就学先決定については、従来の障害の種類と程度による分離教育はインクルーシブ教育に反することから、本人保護者の意向を尊重した上で就学先を総合的に判断すると学校教育法施行令が改正されました。もとより、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現することが、条約や法令の目的であり、意に反して強制的に分けられること、これこそが、共生社会の実現を阻害するものであるということ、共通の認識となっています。

しかし、判決は、就学先決定については、何よりも和希君の障害の状態とこれに対する「客観的な」「専門家」の意見を重視するべきであるとし、本人保護者の意見を「可能な限り」すなわち最大限尊重するとする文科省通知を軽んじました。そもそも、判決は、本人の意見については学校教育法施行令が聴取することを必要なものと規定していないと述べ、当事者主義を貫く障害者権利条約のみならず、権利主体である子ども自身の意見表明権を保障する子どもの権利条約にも抵触する考え方を示したうえ、和希君の障害から本人の聴取も困難なものであったと認定する重大な事実誤認を犯しました。

さらに、判決は、障害の「重さ」のみに着目して特別支援学校適との結論ありきとし、小学校入学のための合理的配慮の検討を一切行ってこなかった教育委員会の怠慢を問題視しませんでした。

判決は、インクルーシブ教育の理解を誤り、本人保護者の意向に反していても、障害の状態と専門家の意見によって就学先を決めることを行政裁量として適法とし、結果、不合理な差別ではないとしました。これは、障害の種類と程度によって分離別学を強制してきた従来の制度下における措置と何ら変わりのないものです。時代に逆行する、かような判決を到底容認することはできません。

障害の有無にかかわらず、分け隔てなく共に育つことなくして共生社会は実現しません。また障害当事者の意見を尊重することなくして、個人としての尊厳の確立も、人権の尊重もありえません。

私たち弁護士は和希君とご両親とともに、和希君が一刻も早く、同世代の子どもたちの中で共に学ぶ日を実現し、どの子ども、どんなに障害が重くても、共に学びあえるインクルーシブ教育を実現していくべく、引き続き努力していく所存です。

2020年3月23日 光菅さんら代理人弁護士一同